

第19回

定時株主総会招集ご通知



開催日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）



開催場所

京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の4
ホテルオークラ京都 4階特設会場
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）



決議事項

- 第1号議案 取締役8名選任の件
- 第2号議案 監査役4名選任の件
- 第3号議案 一般財団法人SGH防災サポート財団の社会貢献活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件

インターネット等又は書面による議決権行使期限

2025年6月26日（木曜日）午後5時まで

※詳細につきましては、7頁をご参照ください。

本定時株主総会は株主様に限定し、インターネットによるライブ配信を行います。
詳しくは9頁「株主総会のライブ中継について」をご参照ください。

事前にインターネットで議決権行使いただいた株主様には、議案の賛否に関わらず抽選で200名様に**電子ギフト（500円相当）**を贈呈いたします。

証券コード：9143

SGホールディングス株式会社



株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。第19回定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当期の連結業績は、前年比で増収・減益となりました。主力のデリバリー事業は、消費者マインドの改善に足踏みがみられることや一部大手EC事業者による自社配送網の拡大などを背景に競争環境が激化していること、インフレの加速や2024年問題を背景としたコスト上昇等、厳しい経営環境に直面した1年でした。一方で、2024年7月に低温物流領域のC&Fロジホールディングス*のグループ会社化を行い、2025年2月には台湾を本拠とするグローバル・フレイトフォワードのMorrison社の株式取得に向けた基本合意に至る等、事業成長に向けた経営資源の拡充を着実に推進いたしました。

2025年3月、当社グループは、長期ビジョン「SGHビジョン2030」のもと、ありがたい姿として「お客さまおよび社会において、必要不可欠な存在（＝インフラ）」であり続けることと再定義し、新中期経営計画「SGH Story 2027」を策定いたしました。現在、社会・経済環境の急速な変化によって、企業を取り巻く環境は複雑化しており、今後もこの潮流は継続するものと捉えています。そのような中、当社グループは、宅配便をはじめとするデリバリー事業を安定的・持続的に成長させると同時に、新たに拡充した低温物流領域やグローバル物流領域等も組み合わせた「トータルロジスティクス」を提供し、インフラとしての役割を一層広げてまいります。また、資源循環などの課題を解決する静脈物流や、災害支援等、社会課題に対するソリューション提供を拡大いたします。多様化・複雑化するお客さまや社会の課題を解決し、ともに持続的な成長を実現してまいります。

そして、こうした事業戦略を通じて創出したキャッシュを株主還元や次の成長投資へ結び付けることで、企業価値、株価の向上を実現いたします。そのために、資本収益性と成長性に基づく事業ポートフォリオ戦略を策定し、中長期的なROE向上を目指します。株主還元については、累進配当に加え、3か年累計総還元性向60%以上の目線を新たに導入し、株主の皆さまの期待に応えてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

※シナジーの早期発現による低温物流ソリューションの拡大を目的に、2025年4月1日付で名糖運輸株式会社を存続会社とする株式会社C&Fロジホールディングスの吸収合併を実施

代表取締役社長 **松本 秀一**





「SGHビジョン2030」と新中期経営計画「SGH Story 2027」

2025年3月、当社グループは、長期ビジョン「SGHビジョン2030」のもと、ありたい姿として「お客さまおよび社会において、必要不可欠な存在（＝インフラ）」であり続けることと再定義し、新中期経営計画「SGH Story 2027」を策定いたしました。ここでは当社の掲げる戦略や経営目標等を紹介いたします。

2030年のありたい姿

お客さまおよび社会において、必要不可欠な存在（＝インフラ）であり続ける

そのためには

確実に荷物をお届けする
＝**デリバリー事業の安定成長**

+

国内外のお客さまの多様化・複雑化するニーズに
寄り添った新しいソリューション創出
＝**物流ソリューション・顧客領域の拡大**

+

社会・環境課題を解決する
ソリューションの提供
＝**静脈物流・災害物流の強化**

成長の柱となる「トータルロジスティクス」

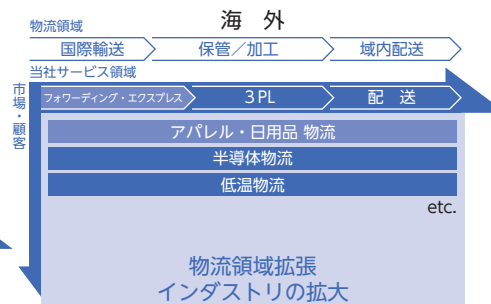
■トータルロジスティクス提供に向けて

従来の提案領域

国内：宅配便事業を基盤に3PLやTMS等、ソリューションの提供領域を拡大。直近では低温物流や半導体物流の基盤を獲得
海外：アパレル・日用品のフレイトフォワーディング事業を中心にソリューションを提供

強化する領域

国内：獲得した基盤を活用し、国内のソリューションをさらに拡張。さまざまな市場のニーズに対応したソリューションを強化。「物流インフラ」の維持・向上へ向けた取り組みも行う
海外：成長市場である海外においてアパレル以外の市場へもアプローチ。また、フォワーディングに付帯する3PLやエクスプレス（国際宅配便）配送も拡大

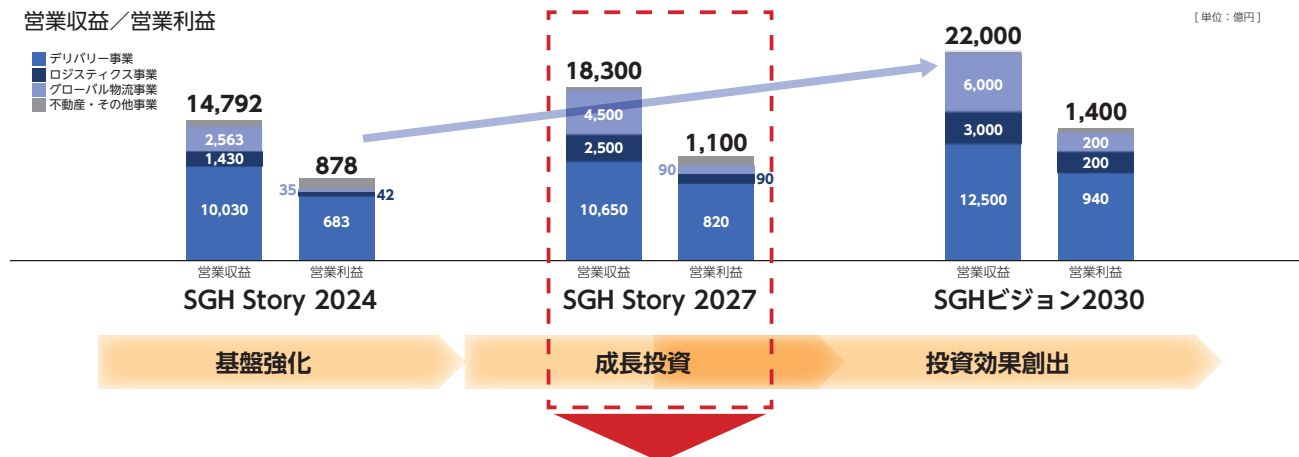


国内×海外
ソリューションの拡大

SGHビジョン2030 ～経営目標～

営業収益／営業利益

[単位：億円]



中期経営計画「SGH Story 2027」

基本方針

トータルロジスティクスの高度化とグローバル物流の基盤拡大

基本方針を実現するための重点戦略

- ① 宅配便のサービス競争力の拡大と効率化による収益基盤の強化
- ② 低温物流ソリューションの拡大による国内屈指のコールドチェーン構築
- ③ 国内ロジスティクスの付加価値向上とTMS事業領域の拡大
- ④ グローバル物流の顧客基盤拡大と収益性向上
- ⑤ パートナー企業との連携強化を含むサービスインフラの維持・強化
- ⑥ 人的資本への投資による企業価値の最大化
- ⑦ DX、R&D、最新テクノロジーへの投資による事業競争力向上
- ⑧ 脱炭素をはじめとする社会・環境課題への対応
- ⑨ 企業価値の向上に向けたガバナンスの高度化

OUTPUT
国内サービス領域と
グローバル物流基盤の拡大

INPUT
成長を支える経営資源の拡充

事業活動土台
持続可能な経営に向けた取り組み

株主還元方針

累進配当

自己株式取得を機動的に実施

※資金調達や余剰資金と投資進捗
のバランスを勘案

3か年累計総還元性向：60%以上

一般財団法人 S G H 防災サポート財団

災害の頻発する日本において、平時の備えとともに、災害発生時における迅速かつ的確な支援体制の構築・運用を通じて、社会インフラの一端を担う企業としての責任を果たすべく、「一般財団法人 S G H 防災サポート財団」を設立いたしました。

本財団設立の経緯

2024年に発生した能登半島地震への対応で浮き彫りとなった、支援物資の物流（災害時・平時）に関して国・自治体・民間が抱えるそれぞれの課題に対し、**各主体の防災施策と一体となって防災体制の確立を支援する存在として本財団を設立**

財団が解決できる課題

内閣府との協定に基づく支援体制の構築

課題

- ・災害時の支援に自治体が備蓄している物資だけでは不足
- ・国の支援物資の迅速な輸配送のために物流拠点が必要

解決策

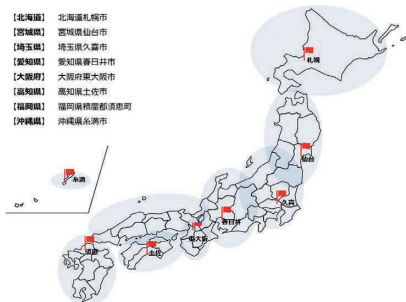
- ・全国8か所の拠点で国の「**プッシュ型支援***」の物資を保管
- ・国の防災施策と一体となり、迅速に物資が届く体制を構築

「避難所のQOL^{*}向上」を総合的にサポート

- ・届いた支援物資が滞留し、保管や配布の負担が甚大
- ・医療面や衛生面にわたる支援までは行き届くにくい

- ・荷捌きテント等の**搬入用資材**を提供。リユース品は回収
- ・医療コンテナやシャワーテント等の試験導入を支援

【北海道】 北海道札幌市
【宮城県】 宮城県仙台市
【埼玉県】 埼玉県久喜市
【愛知県】 愛知県春日井市
【大阪府】 大阪府東大阪市
【高知県】 高知県土佐市
【福岡県】 福岡県糟屋郡須恵町
【沖縄県】 沖縄県糸満市



※**プッシュ型支援**…国が主導して被災者の生命や健康維持に必要な物資・設備を迅速に供給する支援手法

※**QOL**…Quality of Life。生活の質を意味する

本財団が恒久的に活動するため、当社株式からの配当金を原資としく、第19回定時株主総会第3号議案「一般財団法人 S G H 防災サポート財団の社会貢献活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件」において、本財団に対する当社自己株式の割当を決議いたします。（議案の詳細や具体的な活動内容等については第3号議案のページをご参照ください）

株主各位

証券コード 9143

2025年6月6日

京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地

SGホールディングス株式会社

代表取締役社長 松本 秀一

第19回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第19回定時株主総会招集ご通知」及び「第19回定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.sg-hldgs.co.jp/ir/stock/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、「ネットで招集」及び東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

「ネットで招集」ウェブサイト

<https://s.srdb.jp/9143/>



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※ 東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（SGホールディングス）又は証券コード（9143）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。インターネット等による議決権行使に際しましては、8頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

1. 日時 2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場所 京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の4
ホテルオークラ京都 4階特設会場

3. 目的事項 報告事項 1. 第19期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役4名選任の件
第3号議案 一般財団法人SGH防災サポート財団の社会貢献活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件

以上

- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を株主総会にご出席いただく代理人とすることができま
す。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 電子提供措置事項のうち、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、「連結株主資本等変動計算書」、「連
結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただ
いた株主様に対して交付する書面には記載していません。
なお、監査役及び会計監査人はこれらの事項も含めて監査を実施しております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、修正した旨、修正前の事項及び修正後
の事項を掲載させていただきます。
- 株主の皆様へご郵送しておりました期末株主通信に関しては、廃止することといたしました。
また、決議ご通知につきましても、ご郵送を取り止め、上記の当社ウェブサイトでの掲載のみとすることといたします。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

● 剰余金の配当のお知らせ

当社は、2017年6月9日の株主総会決議により、剰余金の配当等の決定を取締役会で行う旨の定款規定を設けております。こ
の当社定款規定に基づき、2025年5月23日開催の当社取締役会におきまして、第19期（2024年4月1日から2025年3月31日
まで）の期末配当金のお支払いにつき、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 期末配当金 1株につき 金26円
2. 効力発生日及び支払開始日 2025年6月9日（月曜日）

なお、口座振込をご指定の方及び株式数比例配分方式をご指定の方には、2025年6月6日に「期末配当金計算書」及び「『配
当金振込先ご確認』のご案内」をご送付申し上げる予定ですので、内容をご確認くださいようお願い申し上げます。

上記以外の方には、同日に「期末配当金領収証」及び「期末配当金計算書」をご送付申し上げる予定ですので、払渡期間内
（2025年6月9日から2025年7月8日まで）にお近くのゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口で配当金をお受け取りください。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席されない方

インターネット等にて 議決権を行使いただく場合

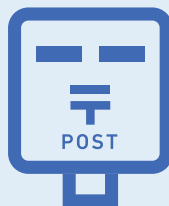


スマートフォン、パソコンにより以下の行使期限までに議決権を行使ください。詳しくは、次頁をご覧ください。

行使期限

2025年6月26日(木曜日)
午後5時 入力分まで

議決権行使書用紙にて 議決権を行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、以下の行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限

2025年6月26日(木曜日)
午後5時 到着分まで

株主総会にご出席される方

株主総会当日に 議決権を行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2025年6月27日(金曜日)
午前10時
(受付開始 午前9時)



事前にインターネットで議決権行使いただいた株主様には、議案の賛否に関わらず抽選で200名様に電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。

応募方法はこちら⇒ <https://youtu.be/UUeO-dBG2cw>

※ 一部のQRコード読み取りアプリでは、推奨環境以外のブラウザを内蔵しているため、応募画面に遷移できない場合がございます。スマートフォンに備え付けのQRコード読み取り機能をお試ください。

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



議決権行使のお取扱い

- インターネット等による方法と議決権行使書用紙のご返送による方法により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
また、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ご返送いただいた議決権行使書用紙において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆様へ
議決権の行使方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

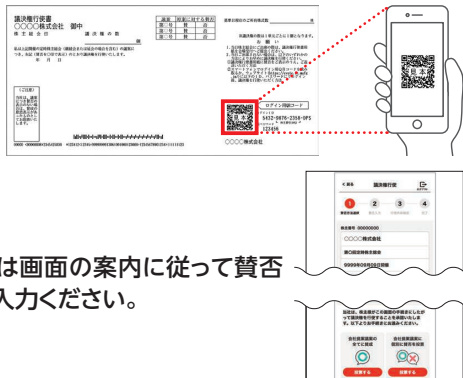
インターネット等による議決権行使のご案内



QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



- ② 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



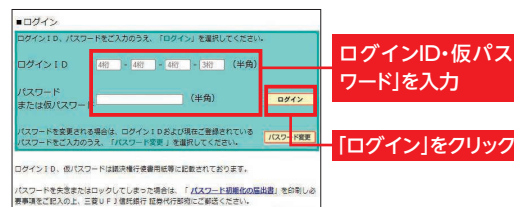
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

- ① 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- ② 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- ③ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせ下さい。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 午前9:00～午後9:00)

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

※ インターネット等による議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただくことにより実施可能です。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します)

※ パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

2025年6月26日（木曜日）午後5時まで承りますが、お早めにご行先ください。

ご注意事項

- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、スマートフォンをご利用の場合は、通信料・その他スマートフォン利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

株主総会のライブ中継について

1 配信日時 2025年6月27日（金曜日） 午前10時～株主総会終了時刻まで

※配信ページは、午前9時30分頃から公開いたします。

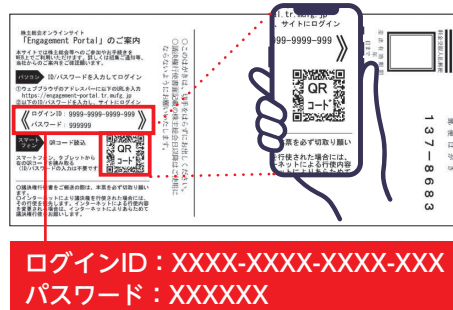
2 視聴方法 手順1 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセス

当日視聴URL <https://engagement-portal.tr.mufig.jp/>



手順2 ログインIDとパスワードをご入力の上、ログイン

- 「ログインID」と「パスワード」は、議決権行使書用紙の裏面に記載されております。
- 議決権行使書用紙の裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取っていただくと、直接ログインいただくことが可能です。



手順3 「当日ライブ視聴」ボタンを押し、ライブ中継をご視聴

ご留意事項

- ライブ配信にて株主総会をご覧いただく場合、会社法上の株主総会への出席とは認められず、当日のご質問、議決権行使等を行うことはできません。事前にインターネット等又は書面による議決権行使をお願いいたします。
- ご視聴は株主様ご本人のみに限定させていただきます。
- 株主総会を録音、録画、公開等することはお断りさせていただきます。
- ご使用のパソコン環境やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。
- なお、当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 災害等の影響により、ライブ配信が実施できなくなる可能性がありますのであらかじめご了承ください。また、株主総会の運営について重要な変更が生じる場合には、当社ウェブサイトに掲載いたします。

※ 当社ウェブサイト
(<https://www.sg-hldgs.co.jp/ir/stock/meeting/>)

推奨環境は、こちらからご確認ください。

<https://www.tr.mufig.jp/daikou/pdf/faq.pdf>



本サイトに関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部



0120-676-808

（通話料無料／土日祝日等を除く平日午前9:00～午後5:00）
ただし、株主総会当日は午前9:00～株主総会終了まで

株主総会参考書類
議案及び参考事項

第 1 号議案 取締役 8 名選任の件

取締役全員（8 名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役 8 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名			現在の当社における地位及び担当	取締役会への 出席状況
1	くりわだ 栗和田	えいいち 榮一	再任	代表取締役会長	18回／18回 (100%)
2	まつもと 松本	ひでかず 秀一	再任	代表取締役社長	18回／18回 (100%)
3	もとむら 本村	まさひで 正秀	再任	代表取締役副社長 事業推進担当	18回／18回 (100%)
4	たかがき 高垣	こうじ 考志	新任	—	—
5	ささもり 笹森	きみあき 公彰	再任	取締役	18回／18回 (100%)
6	たかおか 高岡	みか 美佳	再任 社外 独立	社外取締役	18回／18回 (100%)
7	さぎさか 鷺坂	おさみ 長美	再任 社外 独立	社外取締役	18回／18回 (100%)
8	あきやま 秋山	まさと 真人	再任 社外 独立	社外取締役	18回／18回 (100%)

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 独立役員候補者

候補者番号 1



く り わ だ え い い ち
栗和田 栄一

(1946年10月10日生)

再任

- 所有する当社の株式数
10,000株
- 在任年数
19年
- 取締役会出席状況
18/18回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 1 月	東京佐川急便(株) (現 佐川急便(株)) 入社	2015年 3 月	当社 代表取締役会長
1986年11月	大阪佐川急便(株) (現 佐川急便(株)) 代表取締役	2021年 6 月	当社 代表取締役会長兼社長
1991年 7 月	東京佐川急便(株) (現 佐川急便(株)) 代表取締役	2023年 6 月	当社 代表取締役会長 (現任)
1992年 5 月	佐川急便(株) 代表取締役社長		
2002年 6 月	同社 代表取締役会長		
2006年 3 月	当社 代表取締役社長		
2006年 6 月	当社 代表取締役会長兼社長 佐川急便(株) 代表取締役社長		
2009年 6 月	佐川急便(株) 会長 (現任)		

取締役候補者とした理由

栗和田栄一氏は、長年にわたり当社及び当社グループ全体の経営に携わり、当社子会社の佐川急便(株)や当社の代表取締役社長を歴任後、2006年6月から現在に至るまで当社の代表取締役会長としてグループの経営をリードしております。このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として十分に役割を果たすことができると期待し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 2



ま つ も と ひ で か ず
松本 秀一

(1966年 8月10日生)

再任

- 所有する当社の株式数
358,400株
- 在任年数
6年
- 取締役会出席状況
18/18回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 7 月	西埼玉佐川急便(株) (現 佐川急便(株)) 入社	2016年12月	佐川林業(株) 代表取締役社長
2007年 1 月	佐川急便(株) C S R 環境推進部 担当部長	2019年 4 月	当社 執行役員 管理・統制担当 兼 秘書室 ゼネラルマネジャー (株)ヌーヴェルゴルフ倶楽部 代表取締役社長
2007年 9 月	環境省 総合環境政策局 環境経済課	2019年 6 月	当社 取締役 管理・統制担当 兼 秘書室 ゼネラルマネジャー
2009年 9 月	佐川急便(株) 総務部 総務課 担当部長	2021年 6 月	当社 代表取締役 管理・統制担当
2014年 3 月	当社 社長室 ゼネラルマネジャー	2023年 6 月	当社 代表取締役社長 (現任)
2015年 3 月	当社 総務部 ゼネラルマネジャー	2025年 4 月	SG HOLDINGS GLOBAL PTE. LTD. 取締役社長 (現任)
2016年 9 月	当社 執行役員 総務・秘書担当 兼 秘書室 ゼネラルマネジャー		

取締役候補者とした理由

松本秀一氏は、佐川急便(株)に入社後、営業所及び本社総務・環境部門での豊富な経験から、2007年9月から2年間は環境省で勤務し、帰任後は当社の総務・秘書部門に携わり、2019年6月からは取締役として当社グループの管理部門をリードし、2023年6月からは代表取締役社長としてグループの経営をリードしております。これらの実績から、当社取締役として十分に役割を果たすことができると期待し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 3



- 所有する当社の株式数
一株
- 在任年数
6年
- 取締役会出席状況
18/18回

もと むら

本村

まさ ひで

正秀

(1960年3月27日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 8 月	東京佐川急便(株) (現 佐川急便(株))	2018年 3 月	佐川急便(株) 理事
	入社	2018年 6 月	同社 取締役
2004年 6 月	佐川急便(株) 常務取締役	2019年 4 月	同社 代表取締役社長
2005年 3 月	同社 専務取締役		当社 執行役員 デリバリー・ロジ
2005年 9 月	(株)J L 代表取締役社長		スティクス事業担当
2007年 7 月	(株)安全、ANZ EN G r o u p (株)	2019年 6 月	当社 取締役 デリバリー・ロジス
	代表取締役社長		ティクス事業担当
2011年 6 月	k mホールディングス(株) 取締役	2025年 4 月	当社 代表取締役副社長
2012年 6 月	国際自動車(株) 取締役		事業推進担当 (現任)
2012年 8 月	ケイエム観光バス(株) 取締役		
2015年 3 月	S G フィルダー(株) 理事		

取締役候補者とした理由

本村正秀氏は、佐川急便(株)に入社後20余年に及び現場経験と役員を歴任後、運輸関連企業の経営者として手腕を発揮してまいりました。2015年3月からは再び当社グループで現場改革に取り組み、2019年4月からは佐川急便(株)代表取締役社長、2019年6月からは当社取締役として、また、2025年4月からは当社代表取締役副社長として外部で培われた豊富な経験と実績を活かし、経営をリードしております。これらの実績から、当社取締役として十分に役割を果たすことができると期待し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 4



- 所有する当社の株式数
一株
- 在任年数
一年
- 取締役会出席状況
一回

たか がき

高垣

こう じ

考志

(1972年9月20日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 4 月	(株)三和銀行 (現 (株)三菱UF J 銀行) 入行	2022年 4 月	同行 理事 営業本部 営業第十六部 (現 営業本部 大企業営業部) 部長
2013年 1 月	三菱東京UF J 銀行 (中国) 有限公司 (現 MUFGバンク (中国) 有限公司) 上海支店 次長	2024年 7 月	当社 経営企画部 理事
2015年12月	(株)三菱UF J フィナンシャル・グループ 経営企画部渉外室 次長	2024年 8 月	当社 経営企画部 理事 兼 コーポレートコミュニケーション部 理事 (現任)
2020年 4 月	(株)三菱UF J 銀行 京都支店 副支店長	2025年 4 月	SG HOLDINGS GLOBAL PTE. LTD. 取締役 (現任)
2020年 5 月	同行 理事 京都支店 副支店長		

取締役候補者とした理由

高垣考志氏は、(株)三菱UF J 銀行や(株)三菱UF J フィナンシャル・グループで要職を歴任し、経営戦略や財務・会計等の豊富な知識及び見識を有しており、2024年7月からは当社経営企画部理事、2024年8月からは当社経営企画部兼コーポレートコミュニケーション部理事として当社グループの経営戦略策定等に注力してまいりました。このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として十分に役割を果たすことができると期待し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

ささ もり

笹森

きみ あき

公彰

(1964年11月13日生)

再任



- 所有する当社の株式数
281,746株
- 在任年数
2年
- 取締役会出席状況
18/18回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 3 月	北海道佐川急便(株) (現 佐川急便(株)) 入社	2023年 6 月	当社 取締役 特命担当
2009年 3 月	佐川急便(株) 執行役員	2024年 4 月	佐川急便(株) 常務取締役
2013年 3 月	S Gムービング(株) 代表取締役社長	2025年 4 月	当社 取締役 (現任) 佐川急便(株) 代表取締役社長 (現任)
2015年 3 月	佐川急便(株) 取締役		
2016年 9 月	当社 執行役員 企画・事業推進担当 兼 経営企画部 ゼネラルマネジャー		
2017年 6 月	当社 取締役 管理・統制担当		
2019年 4 月	佐川急便(株) 取締役		

取締役候補者とした理由

笹森公彰氏は、当社子会社である佐川急便(株)の取締役、S Gムービング(株)の代表取締役社長を務め、2017年6月からは当社の管理・統制担当取締役を務めました。2019年4月からは再び佐川急便(株)の取締役を務め、2023年6月からは当社の取締役、また、2025年4月からは佐川急便(株)の代表取締役社長として、幅広い側面から当社グループの経営をリードしております。このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として十分に役割を果たすことができると期待し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

たか おか

高岡

み か

美佳

(1968年6月19日生)

再任

社外

独立



- 所有する当社の株式数
一株
- 在任年数
7年
- 取締役会出席状況
18/18回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年 4 月	大阪市立大学 (現 大阪公立大学) 経済研究所 助教授
2002年 4 月	立教大学 経済学部 助教授
2006年 4 月	同大学 経営学部 助教授
2007年 4 月	同大学 経営学部 准教授
2009年 4 月	同大学 経営学部 教授 (現任)
2015年 6 月	共同印刷(株) 社外取締役 (現任)
2018年 6 月	当社 社外取締役 (現任)
2024年 6 月	(株)ニッポン 社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

高岡美佳氏は、大学教授として経営学等の専門的な知識及び見識を有しております。その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営全般に寄与いただけると期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役候補者として適任であると判断いたします。

候補者番号 7

さぎ さか おさ み
鷺坂 長美 (1956年1月23日生)

再任 社外 独立



- 所有する当社の株式数
一株
- 在任年数
6年
- 取締役会出席状況
18/18回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	自治省 入省	2023年4月	認定NPO法人 救急ヘリ病院ネットワーク 理事長 (現任)
1999年2月	消防庁 救急救助課長		
2001年1月	環境省 環境計画課長、大臣官房総務課長等を歴任		
2009年7月	同省 水・大気環境局長		
2012年8月	同省 参与		
2012年9月	早稲田大学 非常勤講師 (環境法)		
2018年1月	小澤英明法律事務所 顧問 (現任)		
2019年6月	当社 社外取締役 (現任) (公財)日本防災協会 理事長		
2021年7月	(公財)埼玉県国際交流協会 理事長 (現任)		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

鷺坂長美氏は、国家公務員として旧自治省及び環境省にて要職を歴任し、退官後は環境法に関する大学での講師や、消防及び救急に関連した活動を継続しております。その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社のサステナビリティに関する取組みやBCMに寄与いただけると期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役候補者として適任であると判断いたします。

候補者番号 8

あき やま まさ と
秋山 真人 (1957年5月18日生)

再任 社外 独立



- 所有する当社の株式数
一株
- 在任年数
5年
- 取締役会出席状況
18/18回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月	日本冷蔵(株) (現 ㈱ニチレイ) 入社	2019年4月	東京冷蔵倉庫協会 会長
2005年4月	㈱ニチレイロジグループ本社 執行役員	2019年5月	(一社)日本冷蔵倉庫協会 副会長
2006年4月	㈱ロジスティクス・ネットワーク 専務執行役員	2020年6月	当社 社外取締役 (現任)
2008年6月	同社 取締役専務執行役員		
2011年4月	同社 代表取締役社長		
2012年6月	㈱ニチレイロジグループ本社 取締役専務執行役員		
2018年4月	同社 取締役		
2018年6月	東京団地冷蔵(株) 代表取締役社長		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

秋山真人氏は、物流業界に長年携わり、同業界の複数の企業で代表取締役を務めるなど、物流に関する豊富な知識及び企業経営に関する経験を有しております。その経歴を通じて培われた幅広い見識を活かし、当社の経営全般に寄与いただけると期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高岡美佳氏、鷺坂長美氏及び秋山真人氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 高岡美佳氏、鷺坂長美氏及び秋山真人氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏が再任され就任した場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社と高岡美佳氏、鷺坂長美氏及び秋山真人氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏が再任され就任した場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該賠償限度額は、各氏とも金1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員等がその業務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けたことによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 高岡美佳氏、鷺坂長美氏及び秋山真人氏は、現在当社の社外取締役であり、それぞれ社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって高岡美佳氏が7年、鷺坂長美氏が6年、秋山真人氏が5年となります。

以 上

監査役全員（4名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名			現在の当社における地位	取締役会への 出席状況
1	たじま 田島	さとし 聡志	再任 社外 独立	社外監査役（常勤）	18回／18回 （100％）
2	にいもと 新本	ともなり 朋斉	再任	監査役（常勤）	18回／18回 （100％）
3	おおしま 大島	よしとか 義孝	再任 社外 独立	社外監査役	18回／18回 （100％）
4	ただ 多田	ともこ 智子	新任 社外 独立	—	—

新任

新任監査役候補者

再任

再任監査役候補者

社外

社外監査役候補者

独立

独立役員候補者

候補者番号 1



- 所有する当社の株式数
一株
- 在任年数
4年11か月
- 取締役会出席状況
18/18回

た じ ま さ と し
田島 聡志 (1971年6月16日生)

再任

社外

独立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1997年4月	東レ(株) 入社	2020年7月	当社 社外監査役(常勤)(現任)
2001年10月	東京北斗監査法人(現 仰星監査法人) 入所		
2005年12月	RSM McGladrey, Inc. 会計事務所 出向 (アメリカ、ニューヨーク)		
2012年1月	PricewaterhouseCoopers LLC 入所 (アメリカ、ロサンゼルス)		
2013年4月	TMF Group(株) Director		
2018年11月	EY税理士法人 Associate Partner		

社外監査役候補者とした理由

田島聡志氏は、公認会計士、米国公認会計士及び税理士としての豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的見地から監査いただくとともに、独立した立場から当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと期待し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2



- 所有する当社の株式数
6,880株
- 在任年数
2年
- 取締役会出席状況
18/18回

に い も と と も な り
新本 朋斉 (1962年11月12日生)

再任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1987年4月	(株)日本長期信用銀行 (現 (株)SBI新生銀行) 入行	2014年1月	S G Hグローバル・ジャパン(株) 代表取締役
2000年2月	(株)日本デジタル放送サービス (現 スカパー J S A T(株)) 入社	2015年6月	当社 法務部 ゼネラルマネジャー
2010年1月	スカパー J S A T(株)、(株)スカパー J S A Tホールディングス 法務 審査部長 (株)衛星ネットワーク 監査役	2019年10月	当社 執行役員 コンプライアンス 統括担当 兼 コンプライアンス 統括部 ゼネラルマネジャー
2011年7月	スカパー J S A T(株)、(株)スカパー J S A Tホールディングス 広報・I R部長	2022年4月	当社 執行役員 財務・経理担当
2012年11月	当社 経営企画部 理事	2023年6月	当社 監査役(常勤)(現任)

監査役候補者とした理由

新本朋斉氏は、金融機関及び衛星放送・通信事業会社の法務部門、広報・I R部門での業務経験を経て、当社入社後はコンプライアンス統括担当執行役員、財務・経理担当執行役員を務めてきた実績があります。当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと期待し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3



- 所有する当社の株式数
一株
- 在任年数
7年8か月
- 取締役会出席状況
18/18回

おおしま よしたか
大島 義孝 (1970年1月20日生)

再任

社外

独立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2001年10月	坂井秀行法律事務所 入所	2021年6月	大豊建設(株) 社外取締役 (現任)
2009年10月	(株)企業再生支援機構 (現 地域経済活性化支援機構) 出向 プロフェッショナルオフィス・ディレクター)	2021年8月	野村スパークス・インベストメント(株) コンプライアンス委員会 外部委員 (現任)
2012年4月	ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所 パートナー弁護士	2023年9月	功記総合法律事務所 共同パートナー弁護士 (現任)
2015年4月	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士		
2017年7月	東京ベイ法律事務所 代表弁護士		
2017年10月	当社 社外監査役 (現任)		

社外監査役候補者とした理由

大島義孝氏は、弁護士としての豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的見地から監査いただくとともに、独立した立場からの当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと期待し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4



- 所有する当社の株式数
一株
- 在任年数
一年
- 取締役会出席状況
一回

ただ ともこ
多田 智子 (1972年5月16日生)

新任

社外

独立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1993年4月	中外製薬(株) 入社		
2002年8月	コンサルト社会保険労務士事務所 (現 多田国際社会保険労務士法人) 所長		
2021年6月	日本化学工業(株) 社外取締役 (監査等委員) (現任)		
2021年11月	多田国際社会保険労務士法人 代表社員 (現任)		
2022年6月	(株)ムロコーポレーション 社外取締役 (監査等委員) (現任)		
2024年2月	多田国際コンサルティング(株) 代表取締役 (現任)		

社外監査役候補者とした理由

多田智子氏は、特定社会保険労務士としての豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的見地から監査いただくとともに、独立した立場からの当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田島聡志氏、大島義孝氏及び多田智子氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 田島聡志氏及び大島義孝氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏が再任され就任した場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、多田智子氏が選任され就任した場合、同氏につきましても独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社と田島聡志氏、新本朋斉氏及び大島義孝氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏が再任され就任した場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、多田智子氏が選任され就任した場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。なお、当該賠償限度額は、各候補者とも金1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員等がその業務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けたことによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 田島聡志氏及び大島義孝氏は、現在当社の社外監査役であり、それぞれ社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって田島聡志氏が4年11か月、大島義孝氏が7年8か月となります。

【ご参考】取締役・監査役のスキルマトリックス

当社の中長期的な経営の方向性や事業戦略に照らして、当社の取締役会がその意思決定機能及び経営の監督機能を適切に発揮するために備えるべきスキル（知識・経験・能力）を特定いたしました。

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認された場合、2025年6月27日以降の取締役会の構成、並びに各取締役及び監査役が備えるスキルは下表のとおりとなります。

	氏名	独立 社外	企業経営	事業戦略	財務／会計	法務／ リスクマネ ジメント	サステナビ リティ	D X	グローバル	人事／ 労務
取締役	栗和田 榮一		○	○			○			
	松本 秀一		○	○		○	○		○	○
	本村 正秀		○	○			○	○	○	
	高垣 考志		○	○	○			○	○	
	笹森 公彰		○	○		○	○	○		○
	高岡 美佳	○	○		○		○			
	鷲坂 長美	○				○	○			
	秋山 真人	○	○	○					○	
監査役	田島 聡志	○	○		○				○	
	新本 朋斉		○		○	○			○	
	大島 義孝	○	○			○				
	多田 智子	○	○			○			○	○

※上記の一覧表は、各氏の経験などを踏まえ、専門的なスキルを有する分野に（○）を表しており、有する全てのスキルを表すものではありません。

【ご参考】 当社の「社外役員の独立性判断基準」について

社外役員の独立性判断基準

当社は、会社法に定める社外取締役及び社外監査役の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立役員に関する判断基準を踏まえ、以下の各号の該当性を確認し、いずれにも該当がない場合には、独立性を有すると判断いたします。

1. 当社の主要株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）又はその業務執行者
2. 当社及びその子会社（以下「当社グループ」という）を主要な取引先とする者又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な得意先又はその業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士及び公認会計士等の専門的サービスを提供する者
5. 当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益による寄付を受けている者又はその業務執行者
6. 当社グループの取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員又は使用人
7. 過去3年間に於いて、上記1.から6.のいずれかに該当していた者
8. 上記1.から7.のいずれかに該当する者が重要な地位にある場合において、その者の配偶者及び2親等内の親族
9. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じ得るなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由がある者

以 上

一般財団法人SGH防災サポート財団の社会貢献活動支援を目的とした 第三者割当による自己株式の処分の件

1. 財団の目的

災害の頻発する日本において、防災支援は喫緊の社会課題となっています。

当社グループは、お客さま及び社会において、必要不可欠な存在（インフラ）であり続けたいと考えており、そのためには、平時だけでなく、災害発生時においても「物流を止めない」体制を平時から整えることが重要です。当社は、国の防災施策と一体となり、平時の備えとともに、災害発生時における迅速かつ的確な支援体制の構築・運用を通じて、社会インフラの一端を担う企業としての責任を果たすべく、2025年3月7日に一般財団法人SGH防災サポート財団（以下「本財団」という）を設立いたしました。

本財団では、被災地の復興支援や被災された方々の生活支援に加え、災害発生直後の緊急支援にも対応する体制を整え、災害に強く、持続可能な社会の実現を目指して活動してまいります。

本財団の具体的な活動としては、

- ① 国のプッシュ型支援用の物資を全国8か所の拠点で分散備蓄
- ② 国・自治体が保有する予定の医療コンテナの管理、発災時の出動体制の構築
- ③ 避難所の物資受入れ負担を軽減するための搬入資材の保有、設置手配
- ④ 避難所撤収時の耐久財の受入れ、保管・メンテナンス、リユース・リサイクル

に取り組んでまいります。

そのための各種物資・資材の購入、保管する倉庫関連費用、各種メンテナンス費用などを本財団が負担することと、一体での体制構築が確立できると考えております。

当社グループは、このような本財団の活動への支援を通じて、社会的責任を果たし、ステークホルダーからの信頼と支持を得ることが、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものと考えます。

2. 自己株式の処分について

本財団の継続的、安定的な活動のために必要な活動原資を、当社株式の配当により拠出することを可能とするために、第三者割当による自己株式の処分を実施するものです。本財団の活動原資として、当社が寄付金等の拠出によって支援することも検討いたしましたが、寄付金等の拠出は当社グループの利益の減少となり、支援内容が業績動向に影響される懸念があります。一方、これらの取組みは決して途絶えることなく継続して取り組む必要、責任のある事業であり、活動原資を持続的に確保する必要があります。当社は累進配当方針を掲げており、本財団に対し自己株式を割り当てることにより、本財団は配当金として安定的な原資を得ることが出来ます。これにより、本財団と当社グループと連携して国・自治体をサポートし、長期的な社会貢献活動が可能となります。この点からも当社グループの企業価値向上につながると判断しております。そこで当社は本財団に対して第三者割当の方法により、特に有利な金額で自己株式を処分したいと存じます。

3. 処分条件等の合理性

本財団は、国、当社グループと一体となって日本の防災支援体制を構築し、災害時の支援をしてまいります。これらの活動は、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものと考えます。本自己株式の処分は、本財団の活動原資を拠出することを目的としたものであり、調達する資金も本財団の設立当初の諸費用に充当することを予定しております。このため、1株につき1円という処分価額は合理的と考えております。

また、本財団が長期的かつ安定的に活動を実施していくにあたり、活動原資となる処分数量の規模は合理的であると考えております。加えて、本財団への拠出においては、本自己株式の処分による株式が株式市場へ流出することは考えられないため、流通市場への影響は軽微であることから、当該発行数量は合理的であると考えております。

本自己株式処分に係る株式数は、20,000,000株（議決権個数200,000個）であり、これは、2025年3月31日現在の当社発行済株式総数625,469,610株（自己株式を除く）に対し3.20%（2025年3月31日現在の総議決権個数6,254,013個に対する割合3.20%、ともに小数点以下第3位を四捨五入）に相当いたします。これにより株式の希薄化が懸念されますが、当社では、2025年5月9日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」及び同日付「一般財団法人SGH防災サポート財団の社会貢献活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」において公表のとおり、2025年5月12日から2025年12月31日までの期間に、5,500万株又は750億円を上限とする自己株式の取得（うち2,000万株は本自己株式処分に充当）を行う予定としております。したがって、実質の株式の希薄化は回避又は合理的な範囲に緩和できるものと考えております。

加えて、当社グループによる本財団を通じての活動は、当社グループの企業価値向上につながるものであり、それは本自己株式処分による希薄化を上回る効果があるものと判断しております。

さらには、本財団は、保有株式の議決権を行使しない旨を規程で定めているため、本自己株式処分により本財団が保有する株式の議決権については、行使されないものとなります。これにより、議決権割合に対する影響も実質的に生じないことになるものと考えております。

つきましては、本財団に関する上記の趣旨と目的のため、1株につき1円という払込金額は妥当であると考えており、会社法第199条及び第200条の規定に基づき、第三者割当による自己株式の処分に関し、募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。

<処分する自己株式の内容>

① 処分株式数	普通株式 20,000,000株 (総議決権数に対する割合3.20%)
② 処分価額	1 株につき 1 円
③ 資金調達の額	20,000,000円
④ 処分方法	第三者割当による処分
⑤ 処分予定先	一般財団法人 S G H防災サポート財団
⑥ 処分期日	未定

処分に関する期日その他の事項は、当社取締役会において決議します。

また、拠出する株式については、2025年5月9日開催の取締役会で決議されました自己株式の取得に係る事項において取得した自己株式を充当する予定であります。

<本財団の概要>

① 名称	一般財団法人 S G H防災サポート財団
② 所在地	東京都江東区新砂一丁目8番2号 S G Hビル新砂Ⅱ
③ 理事長 (代表理事)	栗和田 榮一 (当社代表取締役会長)
④ 活動内容	(1)国が分散備蓄する支援物資を財団の物流拠点で受入れ、在庫管理、災害時の物資の搬出・運送を手配 (2)医療コンテナ等の保管・メンテナンス、災害時の被災地への展開 (3)避難所における支援物資受入を容易にする搬入材の保有、災害時の避難所への配送、設置手配 (4)避難所撤収時の耐久財の回収、メンテナンス、将来の災害に備えた保管、その他本財団の目的を達成するために必要な事項
⑤ 活動原資	今回割当を予定する当社株式からの配当金を活動原資とします。 また、活動原資の規模は年間約11億円を予定しております。 設立時に当社から出捐金3,000万円を拠出しております。
⑥ 設立年月日	2025年3月7日

以 上

事業報告（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

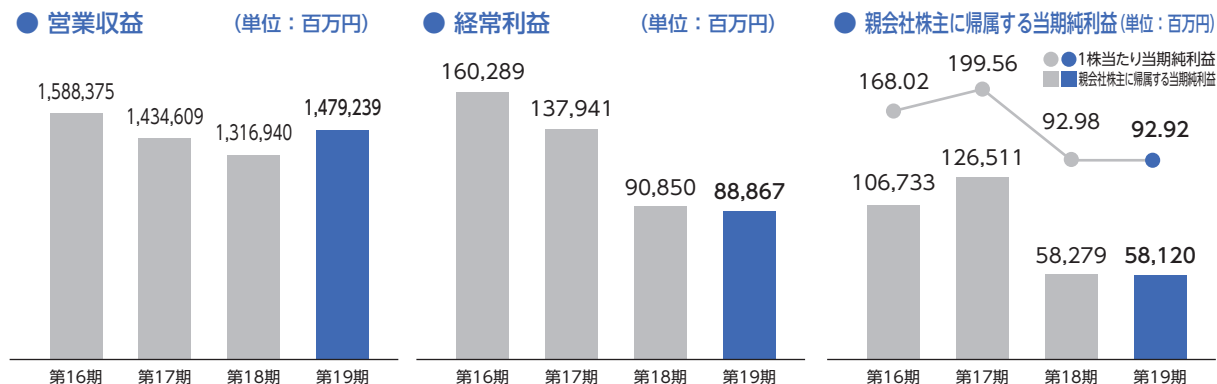
当連結会計年度における我が国経済は、一部では弱さも見られるものの、企業収益の改善や設備投資に持ち直しの動きが見られる等、緩やかな回復基調にあります。しかしながら、米国の金融・通商政策や中国の不動産市場の停滞による影響のほか、地政学リスクの拡大等、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

物流業界におきましては、実質賃金のプラス基調が定着していない中、消費者マインドの改善にも足踏みが見られることや、一部大手EC事業者による自社配送網拡大の動きも見られること等から、競争環境は引き続き厳しい状況にあります。また、2024年4月から適用された自動車運転業務における時間外労働時間の上限規制（以下「2024年問題」という）への対応、継続的な物価・人件費等のコスト上昇等、不安定な事業環境が続いております。国際物流市場では、地政学リスク等を背景とした紅海の通航回避の長期化や、米国の通商政策の影響等、海上・航空貨物の需要及び運賃の動向については不確実性が高まっております。

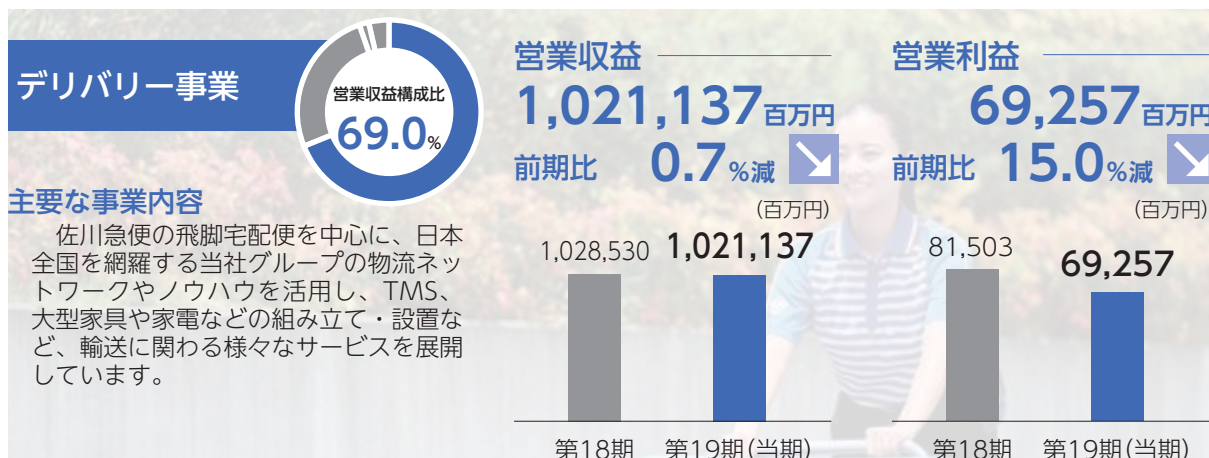
当社グループにおきましては、2023年3月期から2025年3月期までの中期経営計画「SGH Story 2024」の最終年度として、総合物流ソリューションの高度化を推し進め、グループ横断の先進的ロジスティクスプロジェクトチーム「GOAL（GO Advanced Logistics）」（以下「GOAL」という）を中心に、宅配便以外の付加価値を提供するソリューション「TMS（Transportation Management System）」（以下「TMS」という）等、提案営業を積極的に行ってまいりました。また、2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、再生可能エネルギーの活用や環境に配慮した物流施設の開発等、当社グループのGHG排出量を削減することにとどまらず、お客さまのサプライチェーン全体の環境負荷低減に貢献する物流サービスの提供も進めております。当連結会計年度におきましては、持続的な成長に向けて、特に①成長領域への進出や新規事業拡大など成長基盤の構築、②パートナー企業への委託単価の引き上げなどの社内外リソースの維持・確保、③省人化・自動化投資や適正運賃収受の取組みの継続など事業を持続的に支えるコスト構造の再構築、の3点を強化ポイントとして各種施策に取り組んでまいりました。当社は、こうした成長戦略の一環として、2024年7月に低温物流に強みを持つ株式会社C&Fロジホールディングス（現「名糖運輸株式会社」、以下「旧C&F社」という）株式を取得し、第3四半期連結会計期間に完全子会社化いたしました。旧C&F社が当社グループの傘下に入ることにより、当社グループが持つラストワンマイルの機能と、旧C&F社が持つサプライチェーンの上流から中流の低温物流機能を組み合わせ、国内屈指のコールドチェーンを創出することが可能となります。また、2025年2月には、台湾に拠点を置くグローバルフレイトフォワードである、Morrison Express Worldwide Corporation（以下「Morrison社」という）の全株式取得に関する基本合意を締結いたしました。Morrison社の持つ航空フォワーディングのノウハウや半導体関連の顧客基盤と、EXPOLANKA HOLDINGS Limited（以下「エクスポランカ社」という）の持つ海上フォワーディングにおける強みを掛け合わせることで、グローバルの物流機能を強化いたします。これらの取組み等を通じて総合物流ソリューションの高度化を図ってまいりました。

このような状況のもと、当社グループの中核事業であるデリバリー事業におきましては、競争環境が厳しくなっていること等の影響を受け、宅配便の取扱個数は減少いたしました。一方で、2024年4月からの届出運賃の改定や、取引ごとの適正運賃収受の取組み等により、平均単価は上昇いたしました。ロジスティクス事業におきましては、紅海の通航回避による海上輸送の混乱やそれに伴う航空輸送へのシフトによる市場価格の変動に加え、価格交渉が進捗したこと等を背景に、海上・航空運賃は上昇いたしました。海上・航空貨物の取扱量は、上記の紅海の影響や新規顧客の獲得等により好調に推移いたしました。なお、第3四半期連結会計期間から、旧C & F社の業績を当社グループの連結業績（ロジスティクス事業）に含めております。

この結果、当連結会計年度の業績は、営業収益1兆4,792億39百万円（前期比12.3%増）、営業利益878億47百万円（同1.5%減）、経常利益888億67百万円（同2.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益581億20百万円（同0.3%減）となりました。



セグメントの業績は、次のとおりであります。

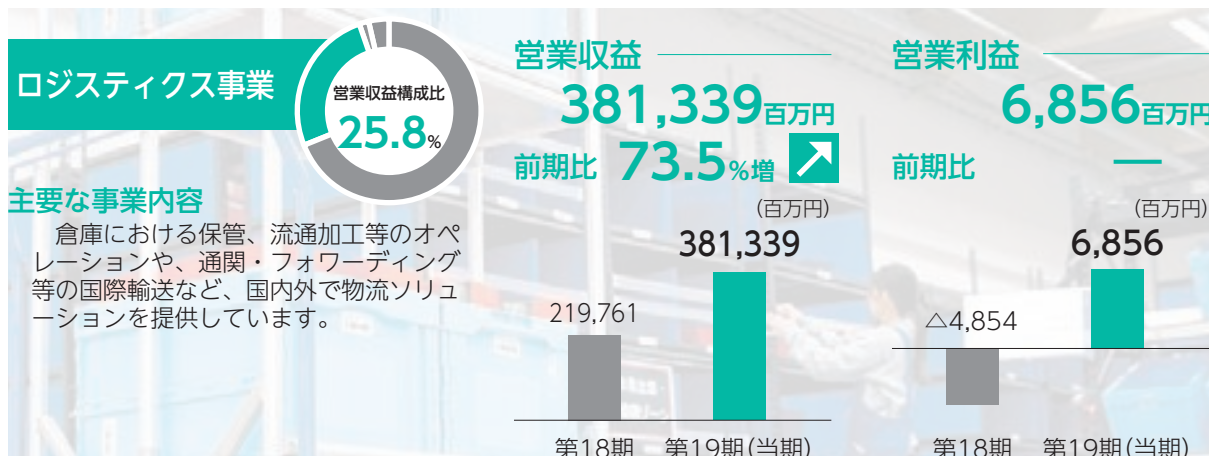


商品の名称	第18期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	第19期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで	増減	増減率 (%)
取扱個数 (百万個)	1,373	1,317	△55	△4.1
飛脚宅配便 (百万個)	1,325	1,271	△54	△4.1
その他 (百万個)	47	46	△1	△3.1

- (注) 1. 取扱個数は、当社グループの主要商品の取扱個数であります。
2. 飛脚宅配便は、佐川急便株式会社が国土交通省に届け出ている宅配便の個数であります。
3. その他は、佐川急便株式会社の提供する飛脚ラージサイズ宅配便及びその他の会社の取扱個数であります。

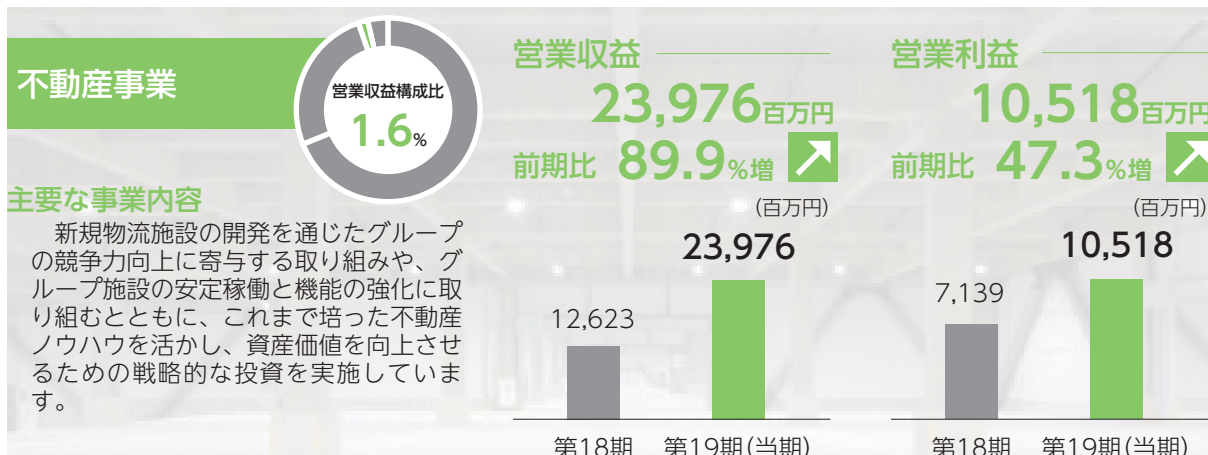
デリバリー事業におきましては、実質賃金のプラス基調が定着していない中、消費者マインドの改善にも足踏みが見られることや、一部大手EC事業者による自社配送網拡大の動きにより競争環境が厳しくなっていること等の影響を受け、主にBtoCの荷物を中心に取扱個数が減少いたしました。平均単価は、2024年4月からの届出運賃の改定や、取引ごとの適正運賃収受の取組みを継続したこと等により上昇いたしました。「TMS」については、「GOAL」による提案営業の活動等により、前期を上回って推移いたしました。費用面に関しては、取扱個数に応じてコストコントロールを行っておりますが、期初からのパートナー企業への委託単価の引き上げ、従業員の給与水準維持を目的とした追加的な費用の計上等、持続的・安定的なサービス提供のためのリソース確保に係る費用が増加傾向にあります。このような中、2024年9月から、従来の「指定場所配送サービス」の内容を拡大し、お客さまが荷物の受取方法として置き配を選択できるサービスを開始したほか、2025年3月には九州エリアにおける物流の効率化などを目的とした大型中継センターの新設（2028年6月稼働予定）を発表する等、利便性や、生産性の向上への取組みも継続して行っておりまいた。

この結果、当セグメントの営業収益は1兆211億37百万円（前期比0.7%減）、営業利益は692億57百万円（同15.0%減）となりました。



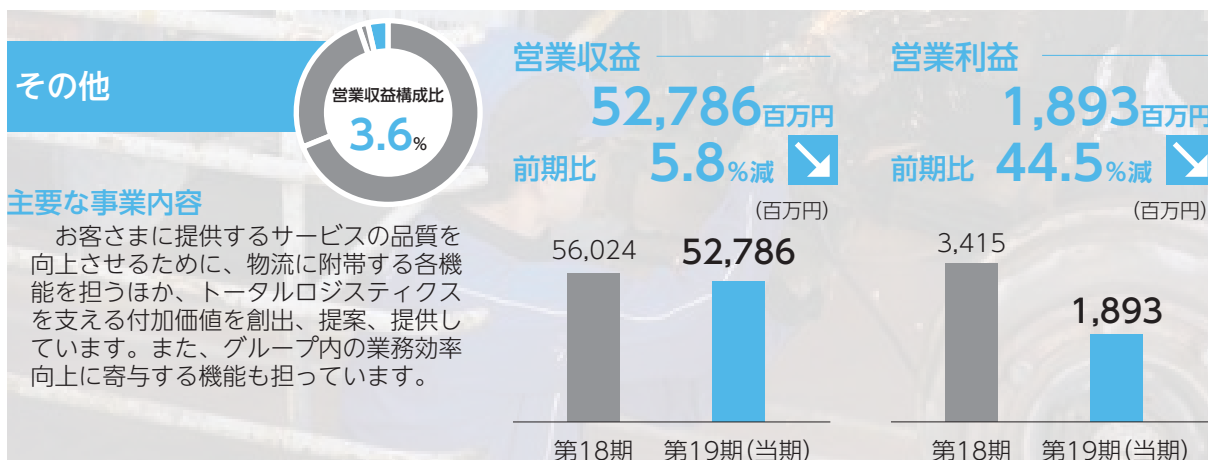
ロジスティクス事業におきましては、紅海の通航回避による海上輸送の混乱やそれに伴う航空輸送へのシフトによる市場価格の変動に加え、価格交渉が進捗したこと等を背景に、海上・航空運賃は上昇いたしました。また、海上・航空貨物の取扱量は、上記の紅海の影響や新規顧客の獲得等により好調に推移いたしました。加えて、第3四半期連結会計期間から旧C & F社の業績を、当社グループの連結業績に含めたことにより、営業収益が増加しております。また、旧C & F社の株式取得に際し発生したのれんにつきましては、当連結会計年度末時点で取得原価の配分が完了し、会計処理が確定しております。なお、統合をより進めた形とし、シナジーの早期発現による低温物流ソリューションの拡大を目的に、2025年4月1日付で当社の連結子会社である名糖運輸株式会社を存続会社、当社の連結子会社である株式会社C & F ロジホールディングスを消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。

この結果、当セグメントの営業収益は3,813億39百万円（前期比73.5%増）、営業利益は68億56百万円（前期は営業損失48億54百万円）となりました。



不動産事業におきましては、第2四半期連結会計期間及び第4四半期連結会計期間に保有不動産を売却いたしました。不動産賃貸・管理等のビジネスにつきましては、計画どおり進捗いたしました。

この結果、当セグメントの営業収益は239億76百万円（前期比89.9%増）、営業利益は105億18百万円（同47.3%増）となりました。



その他の事業におきましては、BPO案件の減少のほか、大型トラック等の新車販売が減少いたしました。

この結果、当セグメントの営業収益は527億86百万円（前期比5.8%減）、営業利益は18億93百万円（同44.5%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は532億03百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

(単位：百万円)

会社名	セグメントの名称	設備内容	投資額	状況
佐川急便株式会社	デリバリー事業	車両運搬具	18,817	取得

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

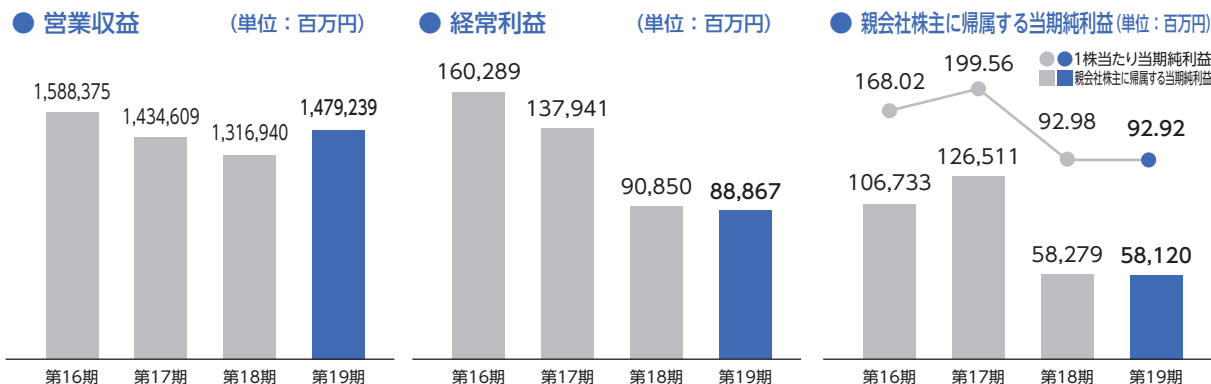
会社名	セグメントの名称	設備内容
S Gリアルティ株式会社	デリバリー事業	物流施設（大阪市淀川区）
S Gシステム株式会社	デリバリー事業	貨物システムリプレイス
S Gシステム株式会社	デリバリー事業	勘定系システムリプレイス
S Gシステム株式会社	デリバリー事業	業務端末機器リプレイス
S Gリアルティ株式会社	デリバリー事業	物流施設（東京都江東区）
佐川急便株式会社	デリバリー事業	マテハン機器（東京都江東区）
佐川急便株式会社	デリバリー事業	マテハン機器（兵庫県尼崎市）
S Gリアルティ株式会社	デリバリー事業	物流施設（福岡県糟屋郡）
佐川急便株式会社	デリバリー事業	マテハン機器（福岡県糟屋郡）
株式会社C&Fサポートサービス	ロジスティクス事業	物流施設（岩手県滝沢市）

(3) 資金調達の状況

当社は、旧C & F社の株式取得にかかる短期借入金を長期化するため、2025年3月に株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行を幹事とするシンジケートローンにより、合計1,300億円の借入を行っております。

(4) 当社グループの財産及び損益の状況

区分	第16期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	第17期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	第18期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	第19期(当期) 2024年4月1日から 2025年3月31日まで
営業収益 (百万円)	1,588,375	1,434,609	1,316,940	1,479,239
経常利益 (百万円)	160,289	137,941	90,850	88,867
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	106,733	126,511	58,279	58,120
1株当たり当期純利益 (円)	168.02	199.56	92.98	92.92
総資産 (百万円)	921,793	904,955	897,049	1,040,615
純資産 (百万円)	511,902	567,405	590,261	584,589
1株当たり純資産 (円)	781.33	878.84	923.33	927.54



- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第18期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第17期に係る総資産、純資産及び1株当たり純資産については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。
3. 第19期（当期）の状況については、「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(5) 対処すべき課題

新中期経営計画「SGH Story 2027」では、「トータルロジスティクスの高度化とグローバル物流の基盤拡大」を基本方針に掲げ、①国内サービス領域とグローバル物流基盤の拡大、②成長を支える経営資源の拡充、③持続可能な経営に向けた取組みを推進してまいります。

① 国内サービス領域とグローバル物流基盤の拡大

- ・ 宅配便のサービス競争力の拡大と効率化による収益基盤の強化

物流業界の中長期的な見通しとして、人口減少等の影響が見込まれているものの、商取引金額に対するＥＣ取引金額割合の高まりとともに、エンドユーザーへの配送等ＥＣに関連する物流の需要も緩やかに増加すると想定されております。一方で、物価・人件費等のコスト上昇や「2024年問題」の対応の本格化等を契機に、同業・異業種間の協業の増加及び大手ＥＣ事業者による自社配送網拡大等、業界構造に変化の兆しも見られます。

このような事業環境の中、これまで取り組んできた適正運賃収受を継続するとともに、成長市場と捉えているリアルコマースや越境ＥＣ、低温物流領域など、グループのシナジーを活用し取扱個数を拡大することで、宅配便の持続的な成長を実現してまいります。

- ・ 低温物流ソリューションの拡大による国内屈指のコールドチェーン構築

低温物流市場において食品ＥＣや物流アウトソーシング等の成長が見込まれる中、当社グループは旧Ｃ＆Ｆ社を連結化することで低温物流領域の基盤を獲得いたしました。新中期経営計画では、国内の低温ＥＣの他、共同配送やＴＭＳ、さらには海外の低温物流を拡充するなど、グループのシナジーを最大化し、国内屈指のコールドチェーン構築を目指します。

- ・ 国内ロジスティクスの付加価値向上とＴＭＳ事業領域の拡大

低温物流以外の既存の国内ロジスティクスにおいては、お客さまの業種や商材に応じたオーダーメイドの物流ソリューションや、Morrison社とのシナジーによるハイテク領域のサービス拡大等、付加価値の高いサービスを提供いたします。また、拠点の再配置や省人化・効率化につながるマテハン導入を行い、事業規模拡大及び収益性の向上を図ってまいります。

- ・ グローバル物流の顧客基盤拡大と収益性向上

持続的な成長に向けて成長市場である海外でのビジネス拡大を実現するため、エクスポランカ社のフォーワーディングビジネスを起点に、インダストリーの拡大と物流領域の拡大を進めてまいります。このような戦略のもと、当社は2025年２月に台湾に拠点を置くグローバルフレイトフォワードであるMorrison社の全株式取得に関する基本合意を締結いたしました。Morrison社が強みを持つ電子部品・半導体業界の航空フォーワーディング事業のノウハウと、既存のエクスポランカ社のフォーワーディング事業や、佐川急便を中心とする日本国内の物流網を掛け合わせることで、グローバル物流事業全体の顧客基盤拡大と収益性向上を実現してまいります。

② 成長を支える経営資源の拡充

- ・パートナー企業との連携強化を含むサービスインフラの維持・強化

持続可能な輸配送インフラの維持・強化に向けて、適正運賃収受の取組みを継続するとともに、将来的な取扱個数の増加や既存インフラの老朽化への対応及び、拠点集約による効率化を目的として、大型中継センターを東京・関西・九州エリアに新設いたします。また、宅配便インフラとして欠かせないパートナー企業に対して、委託単価の見直しや事業承継窓口の設置等、支援プログラムの拡充も行っております。

- ・人的資本への投資による企業価値の最大化

人材不足及びインフレの状況が継続する中、持続的な成長を支えるコア事業推進人材の維持・確保に向けて、DXによるオペレーションの見直しによる業務負担の低減や、継続的なベースアップの実施を推進しております。また、成長ドライバーであるソリューション人材の確保・育成の観点では、グローバル物流やDX等の専門人材の育成を拡充いたします。さらにグループ経営を支えるグループ経営人材の採用・育成・定着という観点で、従業員向けの株式報酬制度の導入を決定し、企業価値向上へのコミットメントを強化するなど、各種取組みを進めてまいります。

- ・DX、R&D、最新テクノロジーへの投資による事業競争力向上

AI荷積みロボットのR&Dや継続的なオープンイノベーション活動等、DX、最新テクノロジーへの投資により、サービス品質の向上や業務効率化を実現しております。これにより、お客さまに選ばれるサービス競争力を拡大するとともに、当社グループの収益性も向上させてまいります。加えて、これらの施策を推進するために必要なDX人材の育成強化を行っております。

③ 持続可能な経営に向けた取組み

- ・脱炭素をはじめとする社会・環境課題への対応

当社グループは、脱炭素社会の実現に向け、物流企業グループとして、2050年のカーボンニュートラルを目標としたグループ脱炭素ビジョンに基づき自社の温室効果ガス排出削減に取り組むとともに、お客さまの環境負荷低減に資するサービスを提供し、お客さまへの最適な物流ソリューションの提案を通じて社会全体の温室効果ガス削減に貢献してまいります。なお、グループ脱炭素ビジョンについては、M&Aによるグループ連結範囲の拡張や、日本政府による「第7次エネルギー基本計画」の公表を踏まえ、2026年5月に向け見直しを行い、従来以上に環境と経済のバランスを図った施策の策定を進めております。

また、自然災害の多い日本における防災という社会課題の解決に向けた取組みの1つとして、当社グループのノウハウを活用した一般財団法人SGH防災サポート財団を設立いたしました。当社グループでは過去から、自治体や各団体と連携し、物資の輸送を中心とした被災地での支援活動を行ってまいりましたが、日本政府と連携することで発災時の迅速なサポートをこれまで以上に安定的に提供し、地域社会の安全・安心な生活の実現に貢献してまいります。

- ・企業価値の向上に向けたガバナンスの高度化

企業価値向上に向け、取締役の企業価値向上へのコミットメントを強化するとともに、グローバル物流戦略を踏まえたグローバルガバナンス体制の整備・強化を推進し、グループ全体のガバナンス体制の高度化を進めてまいります。また、経営管理の観点でも、事業ポートフォリオ戦略を通じ資本収益性を意識した経営管理を推進いたします。さらに、ステークホルダーとの対話機会の拡充と経営戦略への反映により、企業価値向上を実現する好循環の創出に向け、取り組んでまいります。

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金 (百万円)	議決権の 所有割合 (%)	主要な事業内容
佐川急便株式会社	京都市南区	11,275	100.0	貨物自動車運送業
佐川ヒューモニー株式会社	東京都江東区	100	100.0 (100.0)	特定信書便業
S Gムービング株式会社	東京都江東区	100	100.0	引越・設置輸送業
株式会社ワールドサプライ	東京都江東区	95	100.0	納品代行業
佐川グローバルロジスティクス株式会社	東京都品川区	3,450	100.0	荷造梱包業・倉庫業
S G Hグローバル・ジャパン株式会社	東京都江東区	203	100.0	国際物流業
株式会社C & F ロジホールディングス	東京都新宿区	4,000	100.0	貨物運送業、倉庫事業等 行う傘下子会社等の経営 管理
名糖運輸株式会社	東京都新宿区	2,176	100.0	貨物自動車運送業・ 物流センター管理業
株式会社ヒューテックノオリン	東京都新宿区	1,217	100.0	低温食品の保管と共同配送 業・配送センターの運営
S Gリアルティ株式会社	京都市南区	20,000	100.0	不動産賃貸・管理業
佐川アドバンス株式会社	東京都江東区	27	100.0	商品販売業・保険代理業
S Gモータース株式会社	東京都江東区	10	100.0	自動車整備・販売業
S Gシステム株式会社	京都市南区	350	100.0	システム販売・保守業、決 済サービス業、シェアード サービス業
S Gフィルダー株式会社	東京都江東区	100	100.0	人材サービス業
SG HOLDINGS GLOBAL PTE. LTD.	シンガポール	USD 513百万	100.0	海外事業統括
佐川急便国際物流（深圳）有限公司	中国 深圳	CNY 110百万	90.0 (90.0)	総合物流業
SG SAGAWA VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ホーチミン	VND 382,653百万	100.0 (100.0)	総合物流業
SG SAGAWA AMEROID PTE. LTD.	シンガポール	SGD 1百万	100.0 (100.0)	総合物流業
SG SAGAWA USA, INC.	米国 カリフ ォルニア州	USD 1百万	100.0 (100.0)	総合物流業
上海虹迪物流科技有限公司	中国 上海	CNY 75百万	70.0 (70.0)	総合物流業
EXPOLANKA HOLDINGS Limited	スリランカ コロンボ	LKR 4,097百万	99.9 (99.9)	総合物流業
EFL GLOBAL LOGISTICS (PTE.) LTD.	シンガポール	USD 1百万	100.0 (100.0)	総合物流業

会社名	所在地	資本金 (百万円)	議決権の 所有割合 (%)	主要な事業内容
EFL GLOBAL LLC	米国 フロリダ州	USD 10,000	100.0 (100.0)	総合物流業
EFL Container Lines, LLC	米国 ニュー ヨーク州	USD 10,000	100.0 (100.0)	総合物流業
EXPOLANKA FREIGHT (VIETNAM) LTD	ベトナム ホーチミン	VND 1,027百万	99.0 (99.0)	総合物流業
EXPO FREIGHT PRIVATE LIMITED	インド チェンナイ	INR 8百万	100.0 (100.0)	総合物流業
Locher Evers International Inc	カナダ ブリ ティッシュコ ロンビア州	CAD 31百万	100.0 (100.0)	総合物流業
Expo Freight (Shanghai) Limited	中国 上海	CNY 5百万	100.0 (100.0)	総合物流業
EXPOLANKA FREIGHT LTD	ケニア ナイロビ	KES 87百万	100.0 (100.0)	総合物流業
PT EFL GLOBAL INDONESIA	インドネシア ジャカルタ	USD 2百万	90.0 (90.0)	総合物流業
Expofreight (Hong Kong) Limited	中国 香港	HKD 1百万	100.0 (100.0)	総合物流業
EXPOLANKA FREIGHT (PRIVATE) LIMITED	スリランカ コロンボ	LKR 100百万	100.0 (100.0)	総合物流業
Expofreight (Shenzhen) Limited.	中国 深圳	CNY 5百万	100.0 (100.0)	総合物流業
EXPOLANKA FREIGHT DUBAI (L.L.C)	アラブ首長国 連邦 ドバイ	AED 300,000	100.0 (100.0)	総合物流業
EXPOLANKA FREIGHT (CAMBODIA) LIMITED	カンボジア プノンペン	USD 5,000	100.0 (100.0)	総合物流業
EFL HUB (PVT) LTD	スリランカ コロンボ	LKR 1百万	100.0 (100.0)	総合物流業
EXPOLANKA FREIGHT (PHILIPPINES) INC.	フィリピン パサイ	USD 200,000	100.0 (100.0)	総合物流業
EFL MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア セランゴール	MYR 2百万	100.0 (100.0)	総合物流業

- (注) 1. 議決権の所有割合の()内は、内数で間接所有割合であります。
2. 当事業年度の末日における特定完全子会社（完全子会社等の株式の帳簿価額が当社の総資産額の5分の1を超える場合における当該完全子会社等）の状況は、次のとおりであります。
- 特定完全子会社の名称：佐川急便株式会社
- 特定完全子会社の住所：京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地
- 特定完全子会社の株式の帳簿価額：180,510百万円
- 当社の総資産額：670,250百万円
3. 旧C & F社の株式取得に伴い、株式会社C & F ロジホールディングス、名糖運輸株式会社、株式会社ヒューテックノオリン、他13社を連結の範囲に含めております。
4. EXPOLANKA HOLDINGS Limitedが、子会社7社を増加したことにより当連結会計年度から連結の範囲に含め、Tropikal Global L.L.C-FZ及びTropikal Life International (Pvt) Ltdの株式を一部売却したため、連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めております。
5. EXPOLANKA HOLDINGS Limitedは、EXPOLANKA HOLDINGS PLCから商号変更しております。
6. 株式会社C & F ロジホールディングスは、2025年4月1日付で名糖運輸株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。

② 当社グループの状況

連結子会社は、上記の重要な子会社38社を含め169社であり、持分法適用の関連会社は8社となっております。

③ 重要な企業結合等の状況

当社は、2024年7月22日に株式会社C & F ロジホールディングス（現・名糖運輸株式会社）の株式を取得し、同社を当社の連結子会社といたしました。

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社は純粋持株会社であり、当社グループの各事業を営む会社を支配管理しております。子会社及び関連会社においては、デリバリー事業、ロジスティクス事業、不動産事業、その他これらに附帯する事業を展開しております。主要な商品及びサービスは次のとおりであります。

セグメントの名称	主要商品及びサービス
デリバリー事業	宅配便（飛脚宅配便、飛脚ラージサイズ宅配便、飛脚クール便、特定信書便、納品代行）、メール便（飛脚ゆうメール、飛脚ゆうパケット便）、TMS（飛脚国際宅配便、引越、ルート配送、チャーター輸送、設置輸送、美術品輸送、食品輸送）
ロジスティクス事業	流通加工、物流システム構築、在庫保管・入出庫管理、物流センター運営、TMS（ルート配送、チャーター輸送、国際宅配便）、国際航空・海上輸送、通関代行、低温物流（冷蔵・冷凍食品における保管、仕分け、輸配送）
不動産事業	不動産賃貸・管理、不動産開発、資産管理・運用、再生可能エネルギー供給
その他	商品販売、保険代理、燃料販売、自動車整備・販売、システム販売・保守、e-コレクト、人材派遣・請負

(8) 主要な営業所（事業所）等（2025年3月31日現在）

① 当社

	所在地
本社	京都府京都市南区
東京事務所	東京都江東区

② 子会社

会社名	所在地
佐川急便株式会社	本社（京都府）、東京本社（東京都）
	北海道支店（北海道）、北東北支店（岩手県）、南東北支店（宮城県）
	北関東支店（埼玉県）、東関東支店（千葉県）、関東支店（東京都）
	西関東支店（東京都）、神奈川支店（神奈川県）、北陸支店（石川県）
	信越支店（長野県）、東海支店（静岡県）、中京支店（愛知県）
	京都支店（京都府）、関西支店（大阪府）、中国支店（広島県）
	四国支店（香川県）、九州支店（福岡県）、南九州支店（熊本県）

（注）当社の重要な子会社については、「(6) 重要な子会社等の状況 ① 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
デリバリー事業	41,899 (31,898)	△303 (349)
ロジスティクス事業	13,658 (12,716)	6,221 (5,348)
不動産事業	96 (2)	1 (0)
その他	2,126 (1,513)	60 (△470)
全社 (共通)	492 (195)	△17 (3)
合計	58,271 (46,324)	5,962 (5,230)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、パートナー社員等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) には、当社及びS Gシステム株式会社のシェアードサービス業に従事する従業員数等を記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
236 (3)	2 (0)	38.8	9.8

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、パートナー社員等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均勤続年数の算定に当たっては、連結子会社からの転籍者については当該会社の勤続年数を通算しております。
3. 当社の従業員は全て全社 (共通) に属しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	33,167
株式会社三井住友銀行	22,776
株式会社日本政策投資銀行	13,300
株式会社みずほ銀行	13,161
農林中央金庫	11,898

(11) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,800,000,000株
(2) 発行済株式の総数 640,394,400株 (自己株式14,924,790株を含む)
(3) 株主数 33,602名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社新生ホールディングス	107,771	17.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	52,422	8.38
公益財団法人 S G H文化スポーツ振興財団	48,400	7.73
住友生命保険相互会社	25,200	4.02
三井住友海上火災保険株式会社	25,200	4.02
佐川印刷株式会社	22,816	3.64
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	22,005	3.51
株式会社三菱UFJ銀行	20,750	3.31
株式会社三井住友銀行	20,750	3.31
田中産業株式会社	20,220	3.23

(注) 1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式 (14,924千株) を控除して計算し、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	栗和田 榮一	
代表取締役社長	松本 秀一	EXPOLANKA HOLDINGS Limited 取締役
取締役	本村 正秀	デリバリー・ロジスティクス事業担当 佐川急便株式会社 代表取締役社長
取締役	川中子 勝浩	経営企画担当
取締役	笹森 公彰	特命担当 佐川急便株式会社 常務取締役
取締役	高岡 美佳	立教大学 経営学部 教授 共同印刷株式会社 社外取締役 株式会社ニッポン 社外取締役
取締役	鷺坂 長美	小澤英明法律事務所 顧問 認定NPO法人救急ヘリ病院ネットワーク 理事長 公益財団法人埼玉県国際交流協会 理事長
取締役	秋山 真人	
常勤監査役	田島 聡志	
常勤監査役	新本 朋斉	
監査役	岡村 憲一郎	かえで会計アドバイザー株式会社 代表取締役 CYBERDYNE 株式会社 社外監査役 ユナイテッド・アーバン投資法人 監督役員
監査役	大島 義孝	功記総合法律事務所 共同パートナー弁護士 大豊建設株式会社 社外取締役 野村スパークス・インベストメント株式会社 コンプライアンス委員会 外部委員

- (注) 1. 取締役 高岡美佳氏、鷺坂長美氏及び秋山真人氏は社外取締役であります。
2. 監査役 田島聡志氏、岡村憲一郎氏及び大島義孝氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 高岡美佳氏、鷺坂長美氏及び秋山真人氏並びに監査役 田島聡志氏、岡村憲一郎氏及び大島義孝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 田島聡志氏及び岡村憲一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 当社は執行役員制度を導入しており、高橋聡氏、吉田貴行氏の2名を選任しております。また、2025年4月1日付で山本将典氏を新たに選任しております。
6. 2025年4月1日付で取締役の地位を次のとおり変更しております。
- ・本村正秀氏は、取締役から代表取締役副社長に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 高岡美佳氏、鷺坂長美氏及び秋山真人氏並びに監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づいて、会社法第423条第1項の責任につき1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。ただし、当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社グループの取締役、監査役、執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合には、填補の対象としないこととしております。なお、保険料は全額当社が負担しており、1年毎に契約を更新しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等 (非金銭報酬等)	
取締役（社外取締役を除く）	491	468	22	5
監査役（社外監査役を除く）	23	23	－	1
社外取締役	42	42	－	3
社外監査役	46	46	－	3

（注）上記の業績連動報酬等（非金銭報酬等）には、当事業年度における役員株式給付引当金繰入額を記載しております。

② 業績連動報酬等（非金銭報酬等）に関する事項

業務執行取締役の非金銭報酬等は、その職責に鑑み、報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬を導入しております。

業績連動型株式報酬は、当社の中期経営計画の期間に対応した連続した3事業年度を対象として、会社業績指標（連結営業収益及び連結営業利益）の達成度等に応じて当社普通株式及び金銭を交付及び支給するものとし（交付する株式数の上限は、1事業年度当たり125,000株（※）とする）、業務執行取締役に対して交付する当社普通株式及び給付する金銭の額の算定方法等は、取締役会決議で制定した「株式交付規程」に定められております。

会社業績指標として、連結営業収益及び連結営業利益を選定した理由は、業績連動型株式報酬は当社の中期経営計画の期間における業績に連動する報酬制度であるため、中期経営計画において経営目標として掲げる会社業績指標と合致させることにより、報酬と会社業績との関連性を高めるためであります。

なお、算定方法等の概要は、次のとおりであります。

(i) 本制度の対象者	取締役（非常勤取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く 以下同じ）及び執行役員（国内非居住者を除く）（以下「取締役等」という）
(ii) 本制度の対象期間	3事業年度
(iii) 本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
取締役等に交付等を行う当社普通株式（当社普通株式に代えてこれに相当する金銭を支給する部分も含む）の数の算定方法及び上限	■ 1事業年度当たり125,000株とし、対象期間（3事業年度）ごとに375,000株 ■ 上記上限株式数のうち、実際に取締役等が金銭報酬債権の現物出資を行い、割り当てが行われる当社普通株式の数の上限については、対象期間（3事業年度）ごとに上限株式数の70%である262,500株 ■ 1事業年度当たりに取締役等に交付等が行われる株式数の上限（125,000株）の当社発行済株式数（2025年3月31日時点 自己株式控除後）に対する割合は0.02%
(iv) 業績連動の内容	毎事業年度の連結営業利益等の会社業績指標の達成度等に応じて決定される業績連動係数により変動
(v) 株式交付時期	取締役等の退任時（死亡による退任を含む）

・業績連動項目（iv）に係る指標

連結営業収益	98%未満	98%以上	100%以上	102%以上	104%以上
連結営業利益	96%未満	96%以上	100%以上	104%以上	108%以上
評価ランク	C	B	A	S	S S
業績連動係数	0%	50%	100%	150%	200%

(注) 1. 上表に定める連結営業収益及び連結営業利益それぞれの評価ランクに対応する各業績連動係数に2分の1を乗じて求められる係数を合算する方式で決定いたします。

2. 当事業年度を含む連結営業収益及び連結営業利益の推移は、次のとおりであります。

区分		第16期	第17期	第18期	第19期(当期)
		2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	2024年4月1日から 2025年3月31日まで
連結営業収益	(百万円)	1,588,375	1,434,609	1,316,940	1,479,239
連結営業利益	(百万円)	155,713	135,275	89,204	87,847

3. 当事業年度における業績連動型株式報酬による株式の交付状況は、「2（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2006年1月28日開催の佐川急便株式会社の株式移転による当社設立臨時株主総会において、年額1,500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は1名）であります。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月28日開催の当社第12回定時株主総会において、取締役（非常勤取締役、社外取締役並びに国内非居住者を除く）及び執行役員（国内非居住者を除く）に対する業績連動型株式報酬の導入を決議しております。（同制度の概要は、上記「② 業績連動報酬等（非金銭報酬等）に関する事項」に記載のとおりであります。）当該定時株主総会終結時点の同制度の対象となる取締役の員数は7名、執行役員の員数は3名であります。

監査役の金銭報酬の額は、2006年1月28日開催の佐川急便株式会社の株式移転による当社設立臨時株主総会において、年額300百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

④ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定の方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、2021年2月26日開催の定時取締役会において決議いたしました。

ロ. 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう経済環境及び業績等を勘案して決定するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬としての業績連動型株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみとしております。

当社の取締役の個人別の基本報酬は、月例の固定報酬（金銭報酬）とし、役位、職責、実績、力量に応じ、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定する方針であります。なお、業績連動報酬等及び非金銭報酬等としての業績連動型株式報酬の内容及び算定方法の決定方針の概要につきましては、上記「② 業績連動報酬等（非金銭報酬等）に関する事項」に記載のとおりであります。

また、当社の取締役の報酬は基本報酬と業績連動型株式報酬で構成され（社外取締役は基本報酬のみ）、期待される職務を基準に、成果・業績に対して処遇するものであり、具体的な配分については、高い役位になるほど、業績等に連動する割合が大きくなる内容とし、役位に応じてより高い成果・業績に対する責任を求める仕組みとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項については、後述の「⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項」に記載のとおりであります。

ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会において原案を審議し、同委員会の審議内容を踏まえて取締役会の決議によりその決定を代表取締役会長に一任するプロセスを経ており、決定方針との整合性を含めた多角的な審議を同委員会において行っていることから、当社取締役会といたしましても基本的にその答申の結果を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬等の具体的な内容（基本報酬の額及び業績連動型株式報酬の付与株式数）については、当事業年度におけるものも含めて、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会において原案を審議し、同委員会の審議内容を踏まえて2024年6月26日開催の取締役会の決議によりその決定を代表取締役会長 栗和田榮一氏に一任しております。当該決定を同氏に委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには同氏が最も適切であり、取締役会の任意の諮問機関である同委員会での審議内容を踏まえて決定されることから当該権限が適切に行使されると判断したためであります。なお、同委員会の構成員は、次のとおりであります。

- | | | |
|------|---------|--------|
| ・委員長 | 代表取締役会長 | 栗和田榮一氏 |
| ・委員 | 社外取締役 | 高岡美佳氏 |
| ・委員 | 社外取締役 | 鷺坂長美氏 |

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 高岡美佳氏は、共同印刷株式会社 社外取締役及び株式会社ニッパンの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 高岡美佳氏は、株式会社モスフードサービスの社外取締役でありましたが、2024年6月25日付で退任いたしました。当社と株式会社モスフードサービスとの間に特別な関係はありません。
- ・取締役 高岡美佳氏は、株式会社ファンケルの社外取締役でありましたが、2024年12月20日付で退任いたしました。当社と株式会社ファンケルとの間に特別な関係はありません。
- ・取締役 鷺坂長美氏は、小澤英明法律事務所 顧問、認定NPO法人救急ヘリ病院ネットワーク 理事長及び公益財団法人埼玉県国際交流協会の理事長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 岡村憲一郎氏は、かえで会計アドバイザリー株式会社 代表取締役、C Y B E R D Y N E 株式会社 社外監査役及びユナイテッド・アーバン投資法人の監督役員であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 大島義孝氏は、功記総合法律事務所 共同パートナー弁護士、大豊建設株式会社 社外取締役及び野村スパークス・インベストメント株式会社のコンプライアンス委員会 外部委員であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 高岡 美佳	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回(100%)に出席いたしました。 主に経営・事業戦略についての専門的見地から積極的に意見を述べており、特に大学教授としての専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会4回のうち4回(100%)に出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 鷲坂 長美	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回(100%)に出席いたしました。 主に経営・事業戦略についての専門的見地から積極的に意見を述べており、特に環境分野に関する豊富な経験と高い見識から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会4回のうち4回(100%)に出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 秋山 真人	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回(100%)に出席いたしました。 主に経営・事業戦略についての専門的見地から積極的に意見を述べており、特に物流に関する豊富な知識と企業経営に関する幅広い経験から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 田島 聡志	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回(100%)、監査役会13回のうち13回(100%)に出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 岡村 憲一郎	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回(94%)、監査役会13回のうち12回(92%)に出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 大島 義孝	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回(100%)、監査役会13回のうち13回(100%)に出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(注) 1. 取締役会の開催回数には臨時取締役会が6回含まれております。また、上記の取締役会の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が2回ありました。

2. 監査役会の開催回数には臨時監査役会が1回含まれております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区分	監査証明業務に 基づく報酬（百万円）	非監査業務に 基づく報酬（百万円）
提出会社	90	9
連結子会社	111	0
計	201	9

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等の妥当性や適切性を確認し、監査時間及び監査報酬を精査した結果、いずれも妥当であると全員一致で判断したため、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、一部の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
4. 監査証明業務に基づく報酬（連結子会社）については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が8百万円あります。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である経営管理高度化に係る助言業務等を委託し、対価9百万円を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、当社監査役会が定める会計監査人评价基準に基づき、会計監査人としての適正を判断し、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

5 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を、経営の重要課題の1つと認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、連結配当性向30%以上、前事業年度からの増配を目標として中間配当及び期末配当の年2回の配当を行うことを基本方針としております。

当社は、毎年3月31日又は9月30日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主等に対して剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、2025年5月23日開催の取締役会において1株当たり26.0円とする決議をいたしました。

なお、中間配当金を1株当たり26.0円といたしましたので、年間配当金は1株当たり52.0円（連結配当性向56.0%）となりました。

2026年3月期を初年度とする新中期経営計画では、累進配当や自己株式取得の機動的な実施による3か年累計総還元性向：60%以上を基本方針としており、翌事業年度の配当につきましては、1株当たり中間配当金26.0円、期末配当金27.0円、年間で53.0円とすることを予定しております。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。

また、比率、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	370,565	流動負債	222,596
現金及び預金	116,861	支払手形及び営業未払金	87,607
受取手形、営業未収金 及び契約資産	199,449	短期借入金	4,905
販売用不動産	24,374	1年内返済予定の長期借入金	24,200
商品及び製品	629	リース債務	7,786
仕掛品	254	未払法人税等	18,231
原材料及び貯蔵品	2,397	預り金	26,173
その他	28,655	賞与引当金	17,407
貸倒引当金	△2,057	役員賞与引当金	156
固定資産	670,050	その他	36,127
有形固定資産	488,528	固定負債	233,429
建物及び構築物	125,762	長期借入金	139,119
機械及び装置	40,161	リース債務	29,363
車両運搬具	63,174	その他の引当金	639
土地	182,887	退職給付に係る負債	42,878
リース資産	16,729	資産除去債務	10,163
建設仮勘定	34,437	その他	11,265
その他	25,375	負債合計	456,026
無形固定資産	104,861	純資産の部	
のれん	64,691	株主資本	561,019
ソフトウェア	15,390	資本金	11,882
リース資産	73	利益剰余金	570,268
その他	24,704	自己株式	△21,131
投資その他の資産	76,660	その他の包括利益累計額	19,126
投資有価証券	28,009	その他有価証券評価差額金	8,124
繰延税金資産	16,997	繰延ヘッジ損益	617
その他	33,436	為替換算調整勘定	10,783
貸倒引当金	△1,784	退職給付に係る調整累計額	△398
資産合計	1,040,615	非支配株主持分	4,442
		純資産合計	584,589
		負債及び純資産合計	1,040,615

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		1,479,239
営業原価		1,318,809
営業総利益		160,430
販売費及び一般管理費		72,582
営業利益		87,847
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,395	
持分法による投資利益	221	
その他	3,138	4,756
営業外費用		
支払利息	2,559	
為替差損	511	
その他	664	3,736
経常利益		88,867
特別利益		
固定資産売却益	570	570
特別損失		
固定資産除売却損	453	
減損損失	556	1,010
税金等調整前当期純利益		88,427
法人税、住民税及び事業税	30,580	
法人税等調整額	△466	30,114
当期純利益		58,313
非支配株主に帰属する当期純利益		193
親会社株主に帰属する当期純利益		58,120

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	69,102	流動負債	204,407
現金及び預金	46,234	短期借入金	180,924
営業未収金	805	1年内返済予定の長期借入金	20,949
前払費用	650	未払金	294
短期貸付金	736	未払費用	186
1年内回収予定の長期貸付金	17,896	未払法人税等	1,847
その他	2,779	賞与引当金	57
		その他	147
固定資産	601,148	固定負債	125,817
有形固定資産	2,391	長期借入金	122,216
建物及び構築物	51	繰延税金負債	2,712
機械及び装置	0	退職給付引当金	448
工具、器具及び備品	2,338	その他の引当金	439
リース資産	0	その他	0
無形固定資産	42	負債合計	330,224
商標権	1	純資産の部	
ソフトウェア	32	株主資本	333,486
その他	8	資本金	11,882
投資その他の資産	598,714	資本剰余金	117,059
投資有価証券	11,487	資本準備金	109,089
関係会社株式	435,902	その他資本剰余金	7,970
長期貸付金	150,772	利益剰余金	225,675
長期前払費用	4	その他利益剰余金	225,675
その他	547	別途積立金	30,000
		繰越利益剰余金	195,675
資産合計	670,250	自己株式	△21,131
		評価・換算差額等	6,539
		その他有価証券評価差額金	5,922
		繰延ヘッジ損益	617
		純資産合計	340,026
		負債及び純資産合計	670,250

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		40,258
営業原価		1,872
営業総利益		38,385
一般管理費		6,093
営業利益		32,291
営業外収益		
受取利息	45	
受取配当金	294	
為替差益	4	
その他	85	429
営業外費用		
支払利息	0	
支払解決金	3	
その他	0	3
経常利益		32,718
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		32,718
法人税、住民税及び事業税	1,965	
法人税等調整額	△481	1,483
当期純利益		31,234

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

S Gホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山田 円
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 渡邊 徳栄

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、S Gホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S Gホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

S Gホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所
指定有限責任社員 公認会計士 山田 円
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 渡邊 徳栄
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、S Gホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネットを経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議にWeb会議システムを利用するなどして出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

S Gホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 田 島 聡 志 ㊟

常勤監査役 新 本 朋 斉 ㊟

監査役（社外監査役） 岡 村 憲 一 郎 ㊟

監査役（社外監査役） 大 島 義 孝 ㊟

会場ご案内図

2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

ホテルオークラ京都 4階特設会場

京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の4



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。